

## 相続時精算課税制度の概略

項目	内容
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 贈与者・・・その年の1月1日において、65歳以上の親</li> <li>・ 受贈者・・・その年の1月1日において、20歳以上の贈与者の子である推定相続人（代襲相続人の孫も含む）</li> </ul>
適用手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受贈者は、本制度を適用する初年度の贈与税の申告期限内に、「相続時精算課税選択届出書」を贈与者ごとに作成し、贈与税の申告書に添付して提出しなければならない。</li> <li>・ 「相続時精算課税選択届出書」は撤回することはできない。</li> <li>・ 本制度は、受贈者が贈与者（父、母）ごとに選択する。</li> </ul>
贈与財産の種類	制限なし
贈与財産の金額	制限なし
贈与回数	制限なし
贈与税額の計算	贈与者ごとに、複数年累計2,500万円までの特別控除を行い、控除後の金額に一律20%の税率を乗じて算定する。
相続税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度を適用した贈与財産と相続財産とを合算して計算された相続税額から、本制度の適用により支払った贈与税額を控除して算定する。</li> <li>・ 贈与税が控除しきれない場合には、その額が還付される。</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一度、本制度を選択すると取止めができない。</li> <li>・ 配偶者への贈与には適用できない。</li> <li>・ 父、母の両方に適用できる。したがって、子としては、父からの2,500万円と母からの2,500万円の計5,000万円の特別控除枠がある。</li> <li>・ 贈与者ごとに、本制度適用の選択ができる。例えば、父からの贈与は「生前相続」とし、母からの贈与は「生前贈与」にすることが可能。</li> <li>・ 相続時の相続税の算定において、相続財産に合算される贈与財産の価額は、贈与時の時価となる。</li> <li>・ 受贈者の相続が先に発生した場合には、受贈者の相続人がその義務を承継する。</li> </ul>